

平成21年12月17日(木曜日)第4回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員長
芳賀靖夫	農業委員会 会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課 財務室長
奥山健一	総合政策課 行政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課 企業立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課 都市整備室長
山田敏彦	花緑・せせらぎ 推進課長	真木繁一	下水道課主幹
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
清野健	生涯学習 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
犬飼弘一	生涯学習 生涯学習課長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第5号

第4回定例会

平成21年12月17日(木曜日) 午前10時00分開議

再開

- 日程第 1 議第77号 平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)
- 〃 2 議第78号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 〃 3 議第79号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 4 議第80号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- 〃 5 議第81号 国際チェリーパーク、イベント広場、チェリードーム、臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 6 議第82号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 7 議第83号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 8 議第84号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 9 議第85号 物品の取得について
- 〃 10 請願第8号 水田農業政策の確立を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 11 請願第9号 日本農業を守る貿易交渉対応を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 12 委員会審査の経過並びに結果報告
(1) 厚生経済常任委員長報告
(2) 建設文教常任委員長報告
(3) 予算特別委員長報告
- 〃 13 質疑、討論、採決
- 〃 14 議会案第7号 水田農業政策の確立を求める意見書の提出について
- 〃 15 議会案第8号 日本農業を守る貿易交渉対応を求める意見書の提出について
- 〃 16 議案説明
- 〃 17 質疑、討論、採決
- 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再開 午前10時00分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、昨日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議案第7号及び議案第8号の2案件であります。

追加議案の取り扱いにつきましては、日程第14、議案第7号及び日程第15、議案第8号を一括上程し、日程第16の議案説明は省略することとし、日程第17で質疑、討論、採決と進めることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

高橋勝文議長 日程第1、議第77号から日程第11、請願第9号までの11案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第12、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

厚生経済常任委員長報告

高橋勝文議長 最初に、厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山 忠厚生経済常任委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済常任委員長 おはようございます。

厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第78号、議第79号、議第80号、議第82号、議第83号、議第84号、請願第8号、請願第9号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第78号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「繰入金積み立て状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「基金残高につきましては、1億235万2,000円ほどあります」との答弁がありました。

委員より「新型インフルエンザについて、1回かかった場合は、接種しなくてもよいのか。2回の接種は何歳までするのか。1回の接種は何歳までするのか」との問いがあり、当局より「1回罹患した患者は免疫ができていますので、予防接種を受ける必要はありません。2回接種は13歳未満ですが、中学生については、今のところ基本的には2回なのですが、まだ検討中ということです。それ以外は1回です」との答弁がありました。

委員より「特定健診を受ける該当者をどのくらい見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「平成21年度については、3,200名ほど見込んでおりますが、受診率が半分ほどでありまして、PRしながら受診率をふやそうと考えています」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第78号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「撤去された自転車の保管場所と管理の仕方、保管期間とその根拠、持ち主を探す方法、そして、県内他市の状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「保管については、寒河江駅正面駐車場の空きスペースの1カ所にまとめて、チェーン等をかけ施錠します。保管期間は、市の公告から3カ月を予定しており、その根拠は、本市では、遺失物に係る民法第240条の期間を準用しています。持ち主を探す方法は、移動の前に移動と再登録を促すための注意札を取りつけます。14日間過ぎても移動されない場合に移動を行います。その後過去の登録や警察の防犯登録を参考に探すこととなります。県内の状況は、平成19年度までに山形市と米沢市が条例を定めているようです」との答弁がありました。

委員より「自転車の処分方法について、リサイクルして観光事業とミックスしたり、バザーに出す

などの方法があると思うが、どのようにやられるのか」との問いがあり、当局より「処分の方法については、これまで乗れない状態のものがほとんどでしたので、クリーンセンターで処分していますが、今年度3台ほど乗れる状態のものがあったので、駅に設置してある観光用レンタルサイクルということで使ったということもありますので、今後も使えるものは利用させていただきたいと考えています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑などもなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第79号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「特別リハビリテーション料について、病院の方で決められた日数を超えた患者さんから、もう少しやりたいというような具体例があったのか、決められた日数を超えた場合の自己負担はどうか」との問いがあり、当局より「現時点での希望者はいません。ただ、今年度に入って、受けたいというような事例はありましたが、制度としての受け皿がなかったということです。自己負担の額については、疾患別に診療点数が決められています」との答弁がありました。

委員より「自己負担でもいいから受けたいという人の場合は、本人が希望すれば何カ月でも受けられるのか」との問いがあり、当局より「患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合に限り行われるということですが、治療効果が期待できるとか、本人がどうしてもやって治したいということの中で、医師と相談しながら実施していくものと思っています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第80号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第82号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公募を実施しなかった理由は何か」との問いがあり、当局より「寒河江市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の中に、市長等が施設の性質等を考慮し、公募によらずとも施設の設置目的を効果的に達成することができるかと認めるときには公募しなくともよいという規定があります。新たに指定管理者制度を導入する際には公募を実施しますが、更新時については、施設職員と利用者との長期継続的な人的信頼関係が必要とされるという施設の性格上と、これまで管理者が良好に管理していることが明らかであるということから、公募をしませんでした」との答弁がありました。

委員より「良好な管理の判断基準として、アンケートをとるなど保護者の意見を反映する基準があるべきだと思うが、そのことはどうされたのか」との問いがあり、当局より「本年8月に全保育所を対象に満足度を調べるためアンケート調査をしており、その結果、良好な管理をしているという判断に至ったものです」との答弁がありました。

委員より「指定管理者の評価点数。特に、保育計画について低い点数が示されているが、評価の状況についてどのようにされているのか」との問いがあり、当局より「保育計画は、市保育所全体で立てていますので、それに基づいた保育として標準点としています」との答弁がありました。

委員より「評価基準の中で、保育所または幼稚園の運営実績がなく、業務委託の実績がない団体が2点となっているが、これが基準点になっている理由は」との問いがあり、当局より「今回の保育所の指定管理者の応募については、社会福祉法人と学校法人を対象に公募したわけですが、ここで言う基準点とは、運営に当たった標準点で、今回の場合は何も経験のない法人を基準として指定したものです」との答弁がありました。

委員より「指定管理者制度というのは、効率的で保育の内容もよくなるということを見込んで導入していると思う。そして、競争させることも必要と思うがどう考えているのか」との問いがあり、当局より「指定管理者については、民間のノウハウを活用し、施設を有効に利用しようという目的があります。競争性については、それを重視するのではなく、いかにして保育の質を高めるかといったことに力点を置いて選考しています」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第82号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「保育サービスの充実方策の項目で、保育サービスの充実方策の提案がないということで4点となっているが、どう評価しているのか」との問いがあり、当局より「スタート時点での基準点として評価しております」との答弁がありました。

委員より「公募の方法と範囲はどうか」との問いがあり、当局より「公募の方法は、ホームページと市報でお知らせし、範囲は市内になっています」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第83号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第84号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これまで寒河江温泉協同組合が管理をしていたわけだが、ここで働いていた人たちはどうなるのか」との問いがあり、当局より「できるだけ再雇用していただくようお願いしなければならないと考えています」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第84号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号水田農業政策の確立を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見等の内容を申し上げます。

委員より「願意妥当だと思います」との意見がありました。途中休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに質疑、意見等もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第8号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号が採択されましたので、意見書案について質疑、意見等に入りましたが、質疑、意見等もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のと

おり議案を提出することに決しました。

次に、請願第9号日本農業を守る貿易交渉対応を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見等の内容を申し上げます。

委員より「願意妥当だと思います」との意見がありました。ほかに質疑、意見等もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第9号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第9号が採択されましたので、意見書案について質疑、意見等に入りましたが、質疑、意見等もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおりに議案を提出することに決しました。

以上で、厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、建設文教常任委員長の報告を求めます。松田建設文教常任委員長。

〔松田 孝建設文教常任委員長 登壇〕

松田 孝建設文教常任委員長 おはようございます。

建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、委員全員出席、当局より教育長を初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第81号、議第85号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第81号国際チェリーパーク、イベント広場、チェリードーム、臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在、業務委託を受けているチェリーランド管理センターから、チェリーランドさがえに指定管理者として移行する予定であるが、現在の管理センター職員の進路について」の問いがあり、当局より「今回指定をしている株式会社チェリーランドさがえより、現在の職員の方を優先に採用させていただきたいといった提案をいただいております」との答弁がありました。

議第81号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号物品の取得についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「入札に参加した業者名について」問いがあり、当局より「株式会社メコム村山支店、山形教育用品株式会社山形支店、NECネットエスアイ株式会社山形営業所とNTT東日本山形の4社です」と答弁がありました。

委員より「パソコンの故障の際の保証について」の問いがあり、当局より「通常機種の保証は、一般的な商品取引と同じ1年で、故障については、その都度納入業者と協議となります」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、議第85号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

那須 稔予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、12月4日、委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと、開会をいたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第77号平成21年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）であります。

議第77号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、障害者福祉施設整備事業のスケジュールについて。一つ、中心市街地活性化センター省エネ・グリーン化推進事業の内容についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁されました。

質疑を終結して各分科会に分担付託し、一たん散会いたしました。

次に、12月17日、委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと、委員会を再開いたしました。

議第77号を議題とし、各分科会委員長より分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第77号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第77号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

議第78号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

議第79号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

議第80号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

議第81号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

議第82号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

議第83号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 私は、日本共産党市議団を代表し、議第83号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について反対の立場で討論をいたします。

今議会に、寒河江市立にしね保育所の指定管理者の指定について提案されていますが、3年前にはみなみ保育所を指定管理者制度に移行し、今回、にしね保育所を2カ所目の指定管理者制度に移行しようとするものです。

指定管理者に選定されたのは、学校法人不動学園で、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間の期間で、初年度の指定管理料は8,471万8,342円になっています。

寒河江市は、指定管理者制度を導入する理由として、民間の力を活用し、住民のニーズに柔軟に対応できること、民間事業者を競わせることにより、効率的でよりよいサービスを提供することができるということを上げています。

私たちは、指定管理者制度をすべて否定するものではありませんし、今回、にしね保育所の指定管理者に選考された事業者の問題があると言っているのでもありません。

事業の中身によっては、民間活力を利用し、効率よくより適切なサービスを提供できるものもあると思います。しかし、保育所を指定管理者制度にすることには、幾つかの問題点があると思います。

一つは、指定管理者制度は、制度上、指定管理期間が終われば、新たに参入を希望する事業者と指定管理者になるための競争をしなければなりません。保育所の場合、もしもこれまでの事業者が新たな事業者に変更になった場合、子どもたちへの心理的な影響ははかり知れないものがあると思われま

す。

このことも考慮し、寒河江市では、規定によりみなみ保育所の指定管理については、3年間指定管理者になっていた同じ事業者を選定しています。

このことは、一度指定管理者に指定されれば、よほどのことがない限り固定化されてしまうことになり、指定管理者制度としての目的にはそぐわないばかりでなく、行く行くは行政の責任としての保育から、民間任せの保育運営に道を開いていくきっかけとなることが心配されます。

民間の事業者に管理を委託すれば、さまざまなサービスを提供できるというメリットもあるでしょうが、管理運営が安上がりにできるということでもあります。

このことは、とりもなおさず保育士として働く人たちの人件費を低下させていくことになると思います。

また、保育所は、保育に欠ける子どもたちを保育するという趣旨からしても、いろいろな事情を持った子どもたちが多く集まるところです。昨今のように、経済的にも大変厳しい情勢のもと、いろいろな事件、事故が多発しています。子どもたちの間にも、親や大人たちによる虐待やいじめ、セクハラといったことも社会現象としてあらわれています。

このような子どもたちの変化に、いち早く気づき、子どもたちを守り育てる仕事は、行政の大事な仕事です。公立の保育所には、ベテランの保育士から若い保育士へと保育のわざと心が引き継がれ、

保育士たちがしょっちゅう入れかわるということもなく、安定した良質の保育を提供することができています。

幼稚園には幼稚園としての役割があり、保育所には保育所としての役割があります。人間を育てるという仕事は、効率の物差しではかられるべきではないと考えます。

公立保育所は指定管理者制度に任せるのではなく、自治体の責任でしっかりと守っていくべきと考えます。今、行政の責任としてやるべきことは、待機児童解消のために定員を超えて狭くなっている施設を拡充したり、園庭を広くするなど、子どもたちが快適に過ごせる環境を整えることこそ優先されるべきだと思います。

以上の理由から、にしね保育所の指定管理者の指定については、反対であることを申しあげ、討論といたします。

高橋勝文議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 私は、新清・公明クラブを代表し、議第83号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について、賛成討論を述べさせていただきます。

公の施設への指定管理者制度導入については、民間のノウハウを利用することにより、多様化する住民のニーズに効果的・効率的に対応して住民サービスの向上を図るとともに、その施設の有効活用と経費の削減を図るものと理解しております。

寒河江市においても、この大綱の目指すところは、自立した効率的で生産性の高い行財政運営を市民一体となって進めるため、平成17年11月に、「市民と協働による自立した豊かな未来を創造する行財政基盤の確立」を改革の目指す方向とした新たな寒河江市行財政改革大綱を策定したわけでありませぬ。

その中に、管理者制度の活用ということで、平成19年度に保育所の1校を指定管理者導入、平成22年度に1保育所の指定管理者導入ということで位置づけていることは、皆様も御案内のとおりであります。

このことから、行財政改革大綱に基づき、平成19年4月からみなみ保育所に同制度を導入したところであります。

導入効果としては、土曜日の延長保育の実現のほか、園外保育活動の充実や幼稚園との交流などにより、保育の質の向上が図られ、保護者の評判も高く、入所希望者もふえていると、本年7月に開催された定例議員懇談会において聞いているところであります。

また、にしね保育所の保護者を対象とした説明会や地域の方々への説明でも、特段にしね保育所への指定管理者導入への反対意見もなかったと聞いておりますし、私ども西根選出の議員に対しても、いろいろ回って聞いているんですが、そういう反対意見は聞かれないという実情であります。

このようなことから、寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定については、賛成の意を表するものであります。

以上です。

高橋勝文議長 國井輝明議員。

國井輝明議員 私は、新政クラブを代表し賛成の立場から討論させていただきます。

公共施設の管理運営業務を公共団体以外の団体でも直接行うことを可能とする指定管理者制度が、2003年、平成15年9月に施行されました。すべての公共施設は、施設の管理を直営するか、指定管理者を定めて委託するかを決めることになりました。

寒河江市においても、2006年、平成18年4月から、社会体育施設や社会福祉施設を初め、24の施設、近年ではみなみ保育所などを含む指定管理者による施設拡大を指定管理者制度を実施しております。

約40年間にわたり続いてきた管理委託制度により、各自治体においては、自治体が出資する外郭団体を中心に、施設の管理を委託してまいりましたが、自治体の財政悪化が顕著になり、採算性を度外視した施設運営は住民の反感を買う時代となりました。

そこで、管理者にこれまで以上の権限を与え、新たな視点に立った管理運営を促すことにより、施設が活性化し、収支の改善や利用者サービスの向上など、さまざまな効果が期待できるとして導入されたのが指定管理者制度であります。

指定管理者制度における自治体の役割として、指定管理者制度を導入しても、施設の運営に関する地方自治体の責任は変わらないこと、むしろ業務監督などが義務づけられたので、大変になる面もあります。

施設の運営水準がその自治体の施策の水準を決定づけると言っても過言ではなく、指定管理者との協働作業により、施設の効率の最大化と管理、経費の縮減を継続的に追求することが重要なこととなります。

指定管理者制度は、行政が指定管理者に施設の運営をお任せしたのではなく、一緒により運営を市民に提供し、それによって事業進行を図っていく目的があります。指定管理者とさまざまな形で協議をするのは大切なことだと思います。

また、利用者、市民をサービス供給の対象とだけ考えるべきではなく、運営の中に入れていただく仕組みをつくることにより、施設への愛着が高まる等々、地域の力を利用することが大切なことだと思います。

市民、指定管理者、行政が協働して各施設における事業振興に取り組まれることにより、期待するものであります。

私が個人的に指定管理者を置くみなみ保育所を何度か訪問させていただいたことがありますが、いつでも対応がよく、地区民の評判も高いということも伺っております。

議員という立場、また、私自身にしね保育所に子どもを入所させている一人の親としての立場とし、ましても、次代を担う子どもたちの健全な育成に力を注いでくださるものと大きな期待をするものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

高橋勝文議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

議第84号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

議第85号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第85号は原案のとおり可決されました。

請願第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 8 号は採択することに決しました。

請願第 9 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第 9 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 9 号は採択することに決しました。

議案上程

高橋勝文議長 日程第14、議案第7号及び日程第15、議案第8号を一括議題といたします。

議案説明

高橋勝文議長 日程第16、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号及び議案第8号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しないこととなります。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第17、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時47分

高橋勝文議長 これにて平成21年第4回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 杉 沼 孝 司

会議録署名議員 伊 藤 忠 男